

立川市移動支援事業

～平成 31 年 4 月 1 日から保護者が病気の時に学校への送迎に利用できます！～

1 事業内容

保護者が、インフルエンザなどの急な体調不良やケガなど、緊急やむを得ない事情により障害児の通学に付き添えない場合において、ヘルパーによる通学支援を行い、教育を受ける機会を確保します。

2 対象者

知的障害・精神障害（発達障害）があり、保護者の付き添いがないと通学ができない小学校の特別支援学級または特別支援学校に通われている児童。

身体障害・難病の障害があり、保護者の付き添いがないと通学ができない小・中学校や特別支援学校に通われている児童。

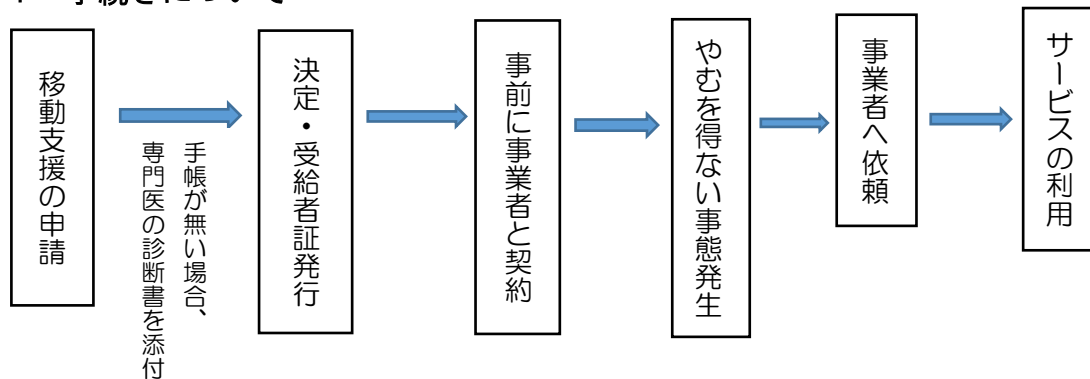
障害児の範囲は手帳をお持ちの方、もしくは専門医から診断を受けている方。

3 利用時間

各学年の利用時間の上限を限度とする

学年	1か月
小学生	15時間
中学生	20時間
高校生	20時間

4 手続きについて



5 利用料について

- ・市民税所得割額が課税世帯 10%
- ・市民税所得割額が非課税世帯もしくは生活保護世帯 0%

【例】

利用時間	30分	1時間	2時間	3時間
利用者負担 10%の場合	100円	200円	400円	600円

6 移動支援の申請

立川市福祉保健部障害福祉課 第一係～第四係

〒190-8666 立川市泉町 1156-9 電話 042-523-2111

FAX : 042-529-8676

移動支援事業での通学支援は、どんなことをしてくれますか？

- 通常はこの事業は、ヘルパーをご自宅に派遣し外出などの余暇を楽しむ支援です。その事業を活用して、通学の支援を行います。自宅から学校まで、徒歩やバス、電車を利用し通学に付き添います。ヘルパーの自家用車や自転車に乗っての通学はできません。また、ヘルパーの運賃等は利用者様の負担となります。ご了承ください。

申請は必ずしなくてははいませんか？

- 必要です。申請し支給決定を受け、事業所と契約してからの利用となります。

手帳や診断書は必要ですか？

手帳はまだ持たなくても良いと思っていたのですが…

- 障害福祉サービスなので、手帳をお持ちでない方には診断名を確認しております。診断書以外では診療情報提供書等、確認ができるものをご用意ください。

利用料はどのようにして決まりますか？

- 世帯の生計中心者の市民税所得割が、課税か非課税かで決まります。決定通知書に負担額を記入しておりますので、ご確認ください。

毎年、手続きは必要ですか？

- 9月に更新手続きを行っていただき、10月に決定します。一度申請しますと、翌年から更新のための書類を郵送いたします。引き続きご利用になりたい場合は、申請書をご提出ください。

窓口は障害福祉課だけですか？

- 立川市役所の障害福祉課だけです。窓口サービスセンター等ではお受けできません。

ご不明な点がございましたら、立川市障害福祉課までお問い合わせください。

